

再公開質問状

菅良二 今治市長様

2017年11月30日

今治市民ネットワーク

公開質問状に対するご回答を受領いたしました。
ご回答の全体的な傾向は誠実にお答えになっているとは思えず、今治市の説明責任を果たしているとは言い難いものです。

1回目(2017.9.29)及び2回目(201.10.17)の公開質問状に沿って、改めて丁寧に、誠実な回答を求めますとともに、この度の回答に対応した再質問を行います。再質問に対し、逐一丁寧かつ誠実な回答をお願いいたします。

公開質問状と回答及び再質問の関係性を明示するために資料を作成して付しました。ご参考にしてください。なお、1回目の質問を(Ⅰ)とし、2回目の質問を(Ⅱ)としました。再○番号は今治市からの回答に対する再質問です。その他については資料の最上段をご覧ください。

以下に再質問を行います。

「公開質問状」(2017.10.4)に対する回答について

質問1(Ⅰ)について

改めて、質問者の意図に沿って①の回答を示してください。

質問の設定を変更してお答えにならないようにお願いします。

①について(はい いいえ)を求めています。まずこれにお答えになってから次にお進みください。その上で必要な場合に②にお進みください。

●なお、今回の回答について以下の具体的根拠または文書を示せますか。

再① 一流のスタッフと設備

再② 国際水準の獣医学部

再③ 子供たちに夢と希望を与えるもの

質問2(Ⅰ)について

改めて、質問者の意図に沿って③の回答を示してください。

質問の設定を変更してお答えにならないようにお願いします。

③について(はい いいえ)を求めています。まずこれにお答えになってから次にお進

みください。その上で必要な場合に④にお進みください。

●今回の回答について質問します。

再① 秋山課長は「設置認可後には開示する」と言ってきました。非開示であったものは全部公開しますか。

質問 3 (I) について

改めて、質問者の意図に沿って⑤の回答を示してください。

質問の設定を変更してお答えにならないようにお願いします。

⑤について(はい いいえ)を求めています。まずこれにお答えになってから次にお進みください。その上で必要な場合に⑥にお進みください。

●今回の回答について質問します。

再① 回答は「延床面積の記載については、主だった建物を記載し、その他の施設の記載を省略しているため、施設合計と一致しないものです。」です。省略をしていると記載した文書を公開しますか。

再② 個別建築物全部及びその個別面積記載文書を今治市は持っていますか。それがないと、基本的な話できません。追加分も出てきています。

全個別建築物及びその個別面積記載文書を今治市は持っている事を証明できますか。

再③ 市民の土地・税金合せて 133 億円を得ようとするのですから、その金額が適正であれば堂々と開示するのは当然のことと考えます。加計学園は何故非公開としているのかを尋ねて、その理由を公開してください。なお、図面だけではなく 6 月 12 日に加計学園から入手した「工事費内訳書」も合せて開示しますか。

再④ 8 月 23 日作成の加計学園「報道資料」は正確であり、建築物は全て記載されていると証明する文書を開示しますか

質問 4 (I) について

改めて、質問者の意図に沿って⑦の回答を示してください。

質問の設定を変更してお答えにならないようにお願いします。

⑦の(はい いいえ)を質問しています。まずこれにお答えになってから次にお進みください。その上で必要な場合に⑧⑨にお進みください。

⑩については回答が示されていません。質問⑩に回答の後、質問⑪または⑫にお進みください。

●今回の回答について質問します。

再① BSL3、BSL4 に言及を避けているのはどのような思惑があるのですか。肝心のことから答えをはぐらかせる意図を感じます。

そうではなくて当事者としての心構えがなくて、答えていないということなのか、はっきり

とお答えください。

再② 何人の規模を対象にした安全対策の構築を考えているのかを示してください。

質問 5 (I) について

について

質問に対して全くの不誠実です。

改めて、質問者の意図に沿って⑬以降の回答を示してください。

質問の設定を変更してお答えにならないようにお願いします。

まず、⑬について(はい いいえ)を求めています。これにお答えになってから次にお進みください。26 まで順次お進みください。

● 今回の回答について質問します。

再① 「野間馬を実験動物に使うことはありません。」の回答について

ここに使っている「実験動物」の定義を述べてください。

再② 「群れとしてボトルネックの危険性」の意味を簡潔にお答えください。

再③ 「市の指定文化財であることは十分認識」しながらどのような実習内容として承認したのですか。

再④ 「近親交配を避け、劣勢の致死遺伝子のホモ個体が出ないように、野間馬の繁殖、健康管理を通じて、保存する観点から関わっていきたい」はいつどこから出てきた考え方ですか。

再⑤ 「実習計画が決まれば、所要の手続きをする」との回答です。

なぜ、実習内容を確認しないで加計学園に対して実習生受け入れを承認したのですか。

再⑥ 「所要の手続き」は 2 月に行うべきではなかったのですか。それを「認可後」にしか行わなくてよいとの論法の今治市文化財保護条例上の根拠を示してください。

質問 6 (I) について

回答が示されていません。

改めて回答を求めます。

とともに、何故回答しなかったのかを合せてお答えください。

質問 7 (I) について

回答が示されていません。

改めて回答を求めます。

とともに、何故回答しなかったのかを合せてお答えください。

質問 8 (I) について

回答が示されていません。

改めて回答を求めます。

とともに、何故回答しなかったのかを合せてお答えください。

「公開質問状(その2)」(2017.10.18)に対する回答について

質問1(Ⅱ)①について。

〈立憲的財政制度〉及び「今治市議会基本条例」の趣旨に則る適切な手続きを問うています。具体的な手続きを経て決定したかと質問しているのです。

質問している公文書は存在していないのですか。

〈立憲的財政制度〉及び「今治市議会基本条例」の趣旨をご理解できていないのであれば、その旨をお答えくださっても結構です。

質問②について。

改めて、質問②に沿ったご回答をしてください。

質問の設定を変更してお答えにならないようにお願いします。

不適切であったのか、そうでなかったのかを質問しています。まずこれにお答えになってから次にお進みください。

質問2(Ⅱ)①については、誠実な回答であると評価します。

次に

「質問2②③の「理事会の議決書」につきましては、非開示決定(本年7月14日付企企第369号)に対する審査請求(9月20日付)について、貴団体から参加人申立書がございましたが、現在、同審査請求に係る手続きが進められておりますので、お答えを差し控えさせていただきます。」

とのご回答でしたが、既に参加人申立てが却下されておりますので、改めて②③についての回答を示してください。

質問3(Ⅱ)について。

回答は「質問3の「理事会の議決書」につきましては、非開示決定(本年7月14日付企企第369号)に対する審査請求(9月20日付)について、貴団体から参加人申立書がございましたが、現在、同審査請求に係る手続きが進められておりますので、お答えを差し控えさせていただきます。」でした。

しかし、既に参加人申立てが却下されておりますので、改めて①、②についての回答を示してください。